

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (17) 農業振興地域の整備に関する法律 (農業政策課)	農用地区域 (法8②)	地域振興局長 (専 決)	<p style="text-align: center;">同 意 市 町 村</p> <p>(任意) ↓ 地域振興局(農業農村支援センター)へ 事前協議(一定の場合、 農業政策課へ予備協議)</p> <p>↓ 農用地利用計画変更案の 公告・縦覧(おおむね 30 日間)</p> <p>↓ 異議申出期間(15日間)</p> <p>↓ 地域振興局(農業農村支援センター)へ協議</p>	<p>(行為の制限) 農用地区域内における開発行為(法15の2)</p> <p>(行為の制限) 農用地利用計画において指定された用途以外の用途に 供する場合の農地及び採草放牧地の転用(法17)</p>	法13①②④ 法8④	「開発行為」 宅地の造成、土石の採取 その他の土地の形質の変更 又は建築物その他の工作物 の新築、改築若しくは増築 をいう。
	農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域 (法6)	<p>地域振興局長 (専 決)</p> <p>指定市町村の長 (飯田市、伊那市、 高森町)</p>	勸 告	<p>(行為の制限) 農業振興地域整備計画の達成上、支障を及ぼすおそれ があると認められる次の開発行為</p> <p>1 農用地区域内にある農用地等において、土砂の流出 若しくは土砂の崩壊等により耕作及び養畜の業務に著 しい支障を及ぼす災害を発生させる開発行為</p> <p>2 農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施 設の有する機能に著しい支障を及ぼす開発行為</p>	法15の4	